



平成 26 年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日：平成 27 年 3 月 27 日

法人名：社会福祉法人 浜坂会

(Tel/Fax : 0857-27-7878)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
基本財産特定預金が理事会の承認を得ることなく解約されている。法人経理規程 43 条に基づく会計処理を行うこと。	定期切替のための処理であった。 今後は 43 条に従い対応する。	H25／5 月理事会 報告
基本財産特定預金の解約、新口座開設について、理事長の承認を受けたものか確認できなかった。法人経理規程第 33 条に基づき会計責任者は理事長の承認を得て行うこと。	伺書あり。 理事長判断で行っている。 市への事前確認も徹底する。	今後は事前に理事会に 諮り対応する。
期末決算において未払金が計上されていないので、社会福祉法人会計規準に基づき、毎会計年度経常的に発生する未払金等について適正に会計処理を行うこと。	リスト作成を行い特に年度末に 関しては計上済れのないよう徹底していく。	H27／3 月分より実施
小口現金について、毎日の現金出納終了後、現金残高と帳簿残高を法人経理規程第 28 条に基づき照合すること。	日々の確認印がなかった。 確認押印箇所を設け対応する。	H26／1 月より実施
年度末において、通帳残高と預金出納帳残高が異なる。預金残高について、預金残高と帳簿残高を法人経理規程第 28 条に基づき照合すること。	月計と総計が不一致であった。 記載ミスがないよう徹底していく。	H26／4 月より実施
保育所の私の契約利用料について、現金で収納したものは、法人経理規程第 22 条に基づき 3 日以内に金融機関に預け入れなければならないとなっている。適正に会計処理を行うこと。	経理規程に従い徹底していく。 H27／4／1 より新経理規程 第 23 条に従い徹底していく。	H26／1 月より実施
小口現金について、法人経理規程第 26 条第 2 項に規程された限度額を超える日がある。法人経理規程第 26 条第 2 項に基づき会計処理を行うこと。	経理規程に従い徹底していく。 H27／4／1 より新経理規程 第 27 に従い徹底していく。	H26／1 月より実施
定款について附則が記載されておらず、定款変更の履歴が不明である。次回、定款変更時には附則について記載を行うこと。	変更届けを確認し記載。	H27／3 月理事会 にて承認
決算を承認する理事会において、監事監査が報告されていないので、定款第 11 条に基づき報告すること。	監査報告書だけでなく、口頭説明 も行っていく。	H26／5 月理事会 より実施
新経理規程について、新社会福祉法人会計規準の移行に伴い、社会福祉法人のモデル経理規定に準拠した内容（補助簿、現金出納帳、統括会計責任者）に改めること。	モデル規定注記に従い作成。 小規模法人用を参考に作成した が指摘に従い変更した。	H27／3 月理事会 にて承認 H27／4／1 施行